

平成19年度税制改正のポイント

今回の改正は減価償却制度の抜本的な見直し、地域経済と雇用を支える中小企業を支援・強化するための税制の拡充、経済活性化のための多くの経済産業関係の要望が平成19年度の税制改正大綱で認められています。

- | | |
|---|---------------------------------|
| 《主な改正項目》・減価償却制度
・中小企業関係税制
・組織再編税制、信託税制等 | ・住宅・土地税制
・金融、証券税制
・納税環境整備 |
|---|---------------------------------|

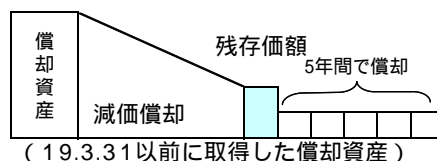
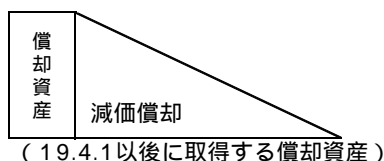
減価償却税制



1 償却可能限度額及び残存価額の廃止

平成19年4月1日以後に取得をする新規取得資産について償却可能限度額（減価償却をすることができる限度額）と残存価額（耐用年数経過時に見込まれる処分価額）を廃止し、耐用年数経過時に1円（備忘価額）まで償却することが可能となりました。

なお、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額まで償却した事業年度等の翌事業年度以後5年間で1円（備忘価額）まで均等償却できることとなります。



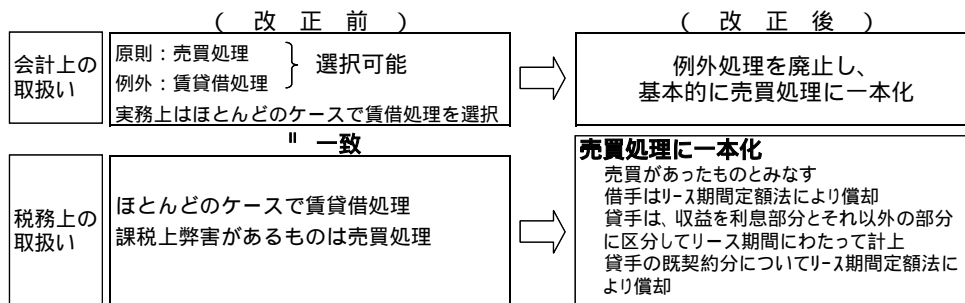
組織再編税制、信託税制等



1 リース取引関連税制

リースの会計処理に関する企業会計基準の変更を踏まえ、税制上の取扱いが見直されました。本改正は、ファイナンス・リースに該当するリース取引のうちリース期間終了の時にリース資産が無償又は名目的な対価の額で賃借人に譲渡されるものであること等の要件に該当しないもの（所有権移転外ファイナンス・リース取引）は売買取引とみなされることとなりました。そして、「所有権移転外ファイナンス・リース取引」の賃借人のリース資産は、リース期間を償却期間とし、残存価額をゼロとする定額法による償却を行うこととなります。

適用時期は平成20年4月1日以後に締結するリース契約に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引について適用されます。



中小企業関係税制



1 特定同族会社の留保金課税制度

< 中小企業に対する留保金課税制度の撤廃 >

特定同族会社（1株主グループの持株割合等が50%を超える会社）の留保金課税制度について、適用対象から中小企業（資本金の額または出資金の額が1億円以下の会社）が除外されることとなりました。

2 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度

実質的な一人会社（特殊支配同族会社）のオーナー役員への役員給与の一部を損金不算入とする制度について、適用除外基準である基準所得金額が1,600万円（改正前：800万円）に引き上げられました。

適用時期は、平成19年4月1日以後開始する事業年度の法人税から適用されます。

住宅、土地税制



1 住宅バリアフリー改修促進税制の創設

住宅のバリアフリー改修工事を含む増改築工事を次のいずれかに該当する者が行った場合、そのバリアフリー改修工事に充てるため借り入れた住宅借入金（金融機関等からの借入で償還期間5年以上のもの）の年末残高に一定割合を乗じた金額を所得税から控除するという制度が創設されました。

< 適用対象者 >

50歳以上の者

介護保険法の要介護又は要支援の認定を受けているもの

障害者であるもの

上記 若しくは に該当するもの又は65歳以上の者と同居している者

< 対象となるバリアフリー改修工事 >

廊下の拡幅 階段の勾配の緩和 浴室の改良 便所改良
手すりの設置 屋内の段差の解消 引き戸への取替工事
床表面に滑り止め化

< 居住の用に供する時期 >

平成19年4月1日～平成20年12月31日

< 控除期間 >

5年間

< 控除税額 >

以下の +

バリアフリー改修工事費用相当部分（200万円限度）に係る期末の住宅借入金残高の2%

バリアフリー改修工事費用相当部分以外の部分（800万円限度）に係る期末の住宅借入金残高の1%



一定のバリアフリー改修工事に該当するかどうかは、住宅品質確保法に基づく登録性能評価機関等の証明を要することとなります。

平成19年度税制改正について、内容は多岐にわたっています。不明な点、その他改正等の詳しい内容については担当の者がお伺いした際ご確認下さい。